

令和 7 年 3 月

川崎市 まちづくり局 建築管理課

川崎市福祉のまちづくり条例に基づく事前協議書等を 郵送する際の注意事項

- 1 建築管理課に到達した日を受付日とするため、それを考慮して日数に余裕をもって
発送してください。
- 2 必要書類が全て揃っていることを書類送付時チェックシートでご確認のうえ、発送してください。
「書類送付時チェックシート」も同封してください。不足書類がある 場合、受付できない場合があ
ります。
- 3 副本の返送はいたしません。決裁の連絡後、窓口にお越しいただき、差し替え等の あと副本等の
受領となります。
- 4 郵送等は、発送者の責任において行ってください。追跡サービスなどで到達が確認 できる方法で
の信書便（レターパック等）をお勧めいたします。また郵送等にかかる 費用は発送者が負担してく
ださい。
- 5 郵送での受付は当面の間行いますが、状況の変化により取扱いを変更いたします。

《お問い合わせ先》

川崎市まちづくり局指導部建築管理課
誘導促進担当

電話 044-200-3088

■ 郵送先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎18階

川崎市 まちづくり局 指導部 建築管理課

誘導促進担当 行